

愛知県企業庁
設計業務等
変更ガイドライン

令和5年4月
愛知県企業庁

目 次

I 設計業務等変更ガイドライン-----P 1～10

- 1 発注者・受注者の留意事項..... P 2
- 2 設計業務等の変更の手続きフロー..... P 3
- 3 設計業務等の変更の対象となり得るケース
 - (1) 基本事項..... P 5
 - (2) 留意事項..... P 5
 - (3) 設計変更の対象となり得るケース..... P 5
- 4 業務の中止及び履行期間の延長
 - (1) 業務の中止の場合の手続き..... P 8
 - (2) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き..... P 9
- 5 設計業務等の変更の対象とならないケース..... P 10

II 参考資料-----P II-1～II-9

【愛知県企業庁公共土木設計業務等委託契約約款(抜粋)】

【設計業務等共通仕様書(抜粋)】

【設計成果品の品質確保改善に向けた取組例】

注1) 「約款」とは下記①、②を指し、項数の記載がある場合は①を示している。

①愛知県企業庁公共土木設計業務等委託契約約款

②愛知県企業庁浄水場等運転管理業務委託契約約款

注2) 「共通仕様書」とは「設計業務等共通仕様書」を示す。

I 設計業務等変更ガイドライン

1) ガイドライン策定の背景

設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件の把握及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。発注者が業務の基本的な方針を明確に示し、受注者は業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、自らの技術力や応用力を発揮して取り組むことで、高品質な成果品の作成につながる。

業務の過程においては、履行条件が実際と相違する等、予見できない事態が発生した場合、発注者が履行条件の変化に伴う適切な設計変更を行うことが重要である

「愛知県企業庁設計業務等変更ガイドライン」は、設計変更を行う際の留意点や手続き等についてまとめ、発注者と受注者が相互に設計変更のルールを理解し、変更設計の円滑化及び適正化を図ることを目的とし、策定したものである。

2) 適切な設計変更の必要性

令和元年6月に「公共工事の品質確保の推進に関する法律」の一部が改正され、公共工事に関する調査等（設計、測量、地質調査その他の調査）の品質が公共工事の品質確保を図るうえで重要な役割を担っていることから、法律の対象に公共工事に関する調査等が新たに位置付けされた。

より良い品質の成果品を作成するには、発注者が、設計図書における適正な条件明示のみならず、履行条件の変化に伴う適切な設計変更を行うことが重要であり、設計変更内容については、両者が合意した上で、契約を締結することが不可欠となる。

3) ガイドラインの適用範囲

愛知県企業庁が発注する測量業務、地質調査業務、設計業務、調査・計画業務、浄水場等運転管理業務委託、その他これらに類する委託業務に適用する。

※ 「設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、設計業務、調査・計画業務、浄水場等運転管理業務委託、その他これらに類する委託業務をいう。

1 発注者・受注者の留意事項

【発注者の留意事項】

- 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算管理の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越の適切な運用を行う。
- 必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した特記仕様書等を適切に作成し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。
- 当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続きの遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る。

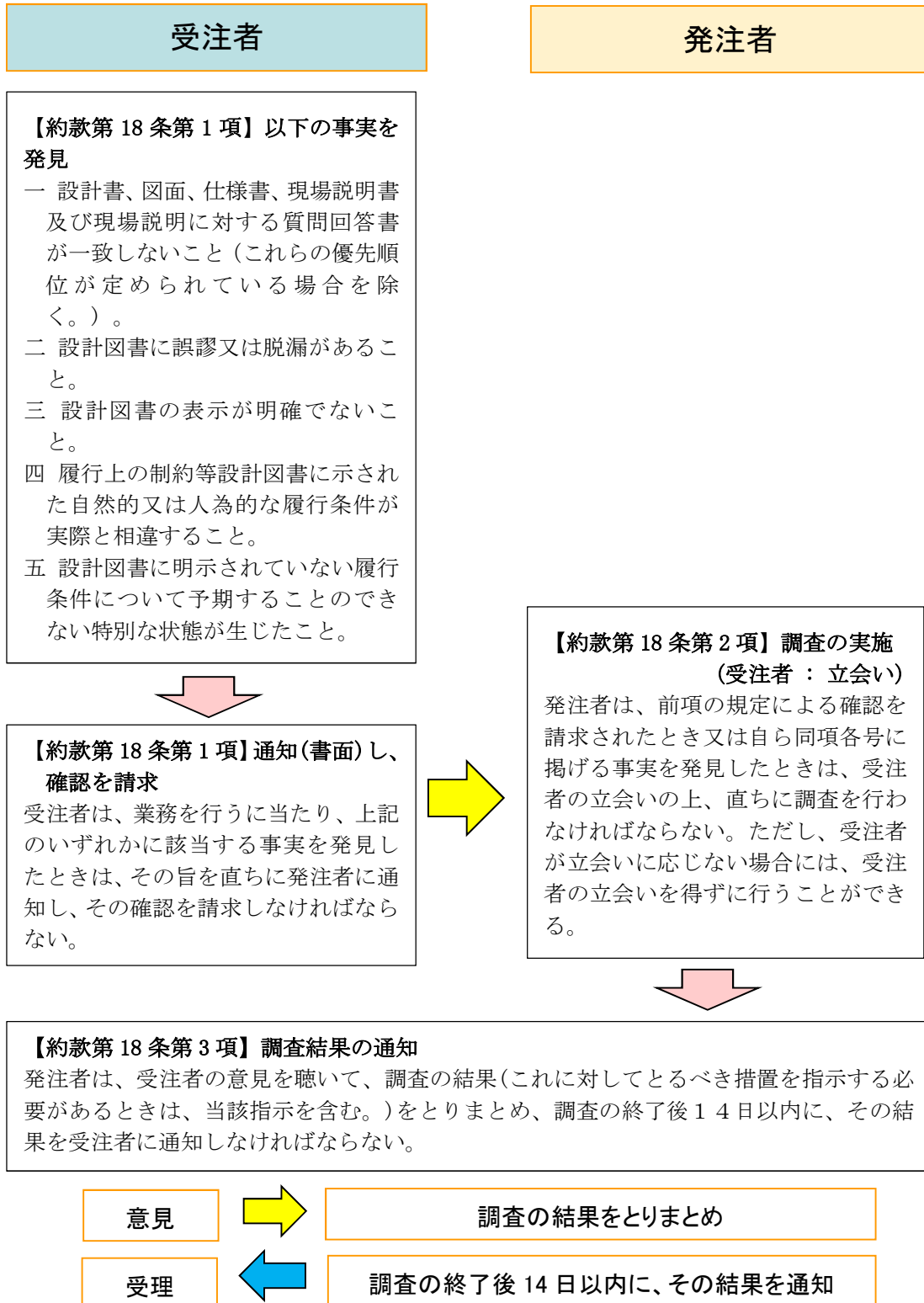
【受注者の留意事項】

- 入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をする。
- 業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進める。

【受・発注者の留意事項】

- 業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- 業務工程の共有や迅速かつ適切な対応に努める。

2 設計業務等の変更の手続きフロー

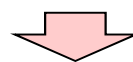


受注者

発注者

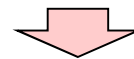
【約款第 18 条第 4 項】 設計図書の訂正又は変更

前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。



【約款第 18 条第 5 項】 履行期間若しくは業務委託料変更

前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。



【約款第 24 条】 履行期間の変更方法

履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

【約款第 25 条】 業務委託料の変更方法等

業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

3 設計業務等の変更の対象となり得るケース

(1) 基本事項

以下のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続きの遅延等、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続き（約款第18条～第25条、共通仕様書第1121～1124条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）

(2) 留意事項

設計図書の変更にあたっては以下の事項に留意する。

1. 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続きは、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行う。（プロポーザル方式の場合）

(3) 設計変更の対象となり得るケース

設計変更の対象となり得るケースは、以下のとおりである。

ア. 設計図書の表示が明確でない場合 【約款第18条第1項第三項】

設計図書の表示が明確でない場合とは、表示が不十分、不正確、不明

確で実際の業務遂行にあたって、どのように設計してよいか判断がつかない場合等のことである。

- 例・同時進行の調査・設計業務の結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない。
- ・設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確である。
- ・既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入である。
- ・関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

イ. 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合

【約款第18条第1項第四項】

自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

- 例・現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。
- ・詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要性が生じた。
- ・業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- ・予定していた関係機関との行政手続き時期を過ぎても手続きが完了せず、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- ・関連する他の業務等の進捗が遅れたため、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- ・設計業務等を進めるにあたって関係機関協議を同時並行で進めた際、協議相手からの要望により設計変更をする必要性が生じた。

ウ. 「設計図書の点検」の範囲を超える場合 【共通仕様書第1105条】

「設計図書の点検」の範囲を超える場合とは、受注者が行うべき設計図書の内容の点検範囲を超える作業を実施する場合のことである。

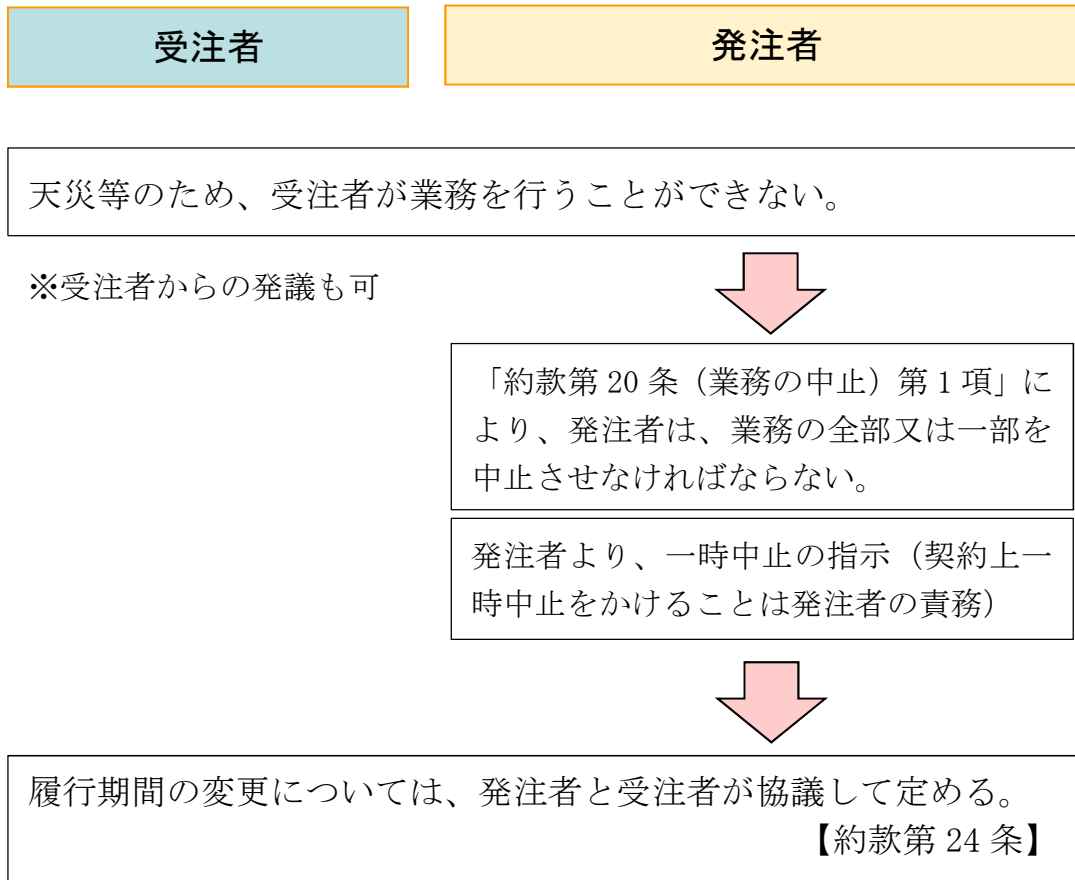
- 例・提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった。

- 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった。
- 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった。

4 業務の中止及び履行期間の延長

(1) 業務の中止の場合の手続き 【約款第20条、共通仕様書第1124条】

天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合には、発注者は業務の全部又は一部を中止させなければならない。



※必要に応じて変更工程表等を提出

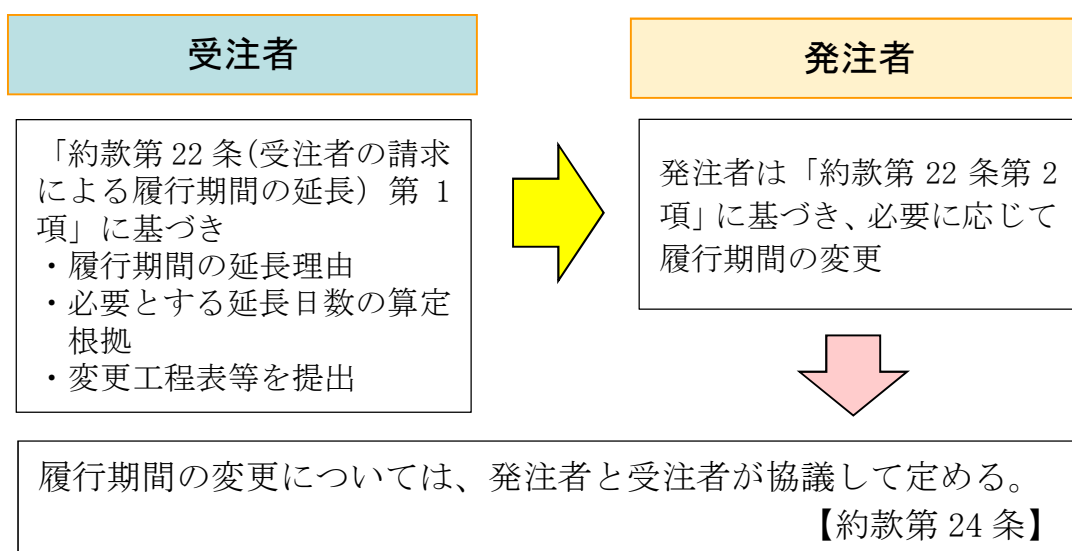
- 例
- ・天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。
 - ・環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
 - ・第三者の土地への立入り許可が得られず、業務の続行が不可能と

なった。

(2) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き

【約款第22条、共通仕様書第1123条】

受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合には、受注者は発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し、必要に応じて履行期間の延長を行う。



- 例・天災等により業務の履行に支障が生じた。
- ・ 第三者の土地への立入り許可の取得に時間を要し、業務の履行に遅延が発生した。

5 設計業務等の変更の対象とならないケース

以下のような場合においては、原則として約款第24条及び25条の変更ができない。

ただし、約款第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
3. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合
4. 約款、共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（約款第18条～第25条、共通仕様書第1121条～1124条）

Ⅱ 参考資料

1 愛知県企業庁公共土木設計業務等委託契約約款（抜粋）

- ◇第 18 条（15 条）： 条件変更等
- ◇第 19 条（16 条）： 設計図書等の変更
- ◇第 20 条（17 条）： 業務の中止
- ◇第 21 条（18 条）： 業務に係る受注者の提案
- ◇第 21 条の 2（18 条の 2）： 適正な履行期間の設定
- ◇第 22 条（-）： 受注者の請求による履行期間の延長
- ◇第 23 条（19 条）： 発注者の請求による履行期間の短縮等
- ◇第 24 条（20 条）： 履行期間の変更方法
- ◇第 25 条（21 条）： 業務委託料の変更方法等
- ◇第 26 条（22 条）： 臨機の措置

※（ ）内は愛知県企業庁浄水場等運転管理業務委託契約約款の条番号

2 設計業務等共通仕様書（抜粋）

- ◆第 1105 条： 設計図書の支給及び点検
- ◆第 1121 条： 条件変更等
- ◆第 1122 条： 契約変更
- ◆第 1123 条： 履行期間の変更
- ◆第 1124 条： 一時中止

3 設計成果品の品質確保改善に向けた取組例

1 愛知県企業庁公共土木設計業務等委託契約約款（抜粋）

第18条（条件変更等）

受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書等の変更）

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第20条（業務の中止）

第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第29条において「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第21条（業務に係る受注者の提案）

受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

第 2 1 条の 2（適正な履行期間の設定）

発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第 2 2 条（受注者の請求による履行期間の延長）

受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 2 3 条（発注者の請求による履行期間の短縮等）

発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるとき履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 2 4 条（履行期間の変更方法）

履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 2 2 条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第25条（業務委託料の変更方法等）

業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第26条（臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

2 設計業務等共通仕様書（抜粋）

第 1105 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図又は電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 1121 条 条件変更等

1. 約款第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第 29 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督員が、受注者に対して約款第 18 条第 4 項、第 19 条及び第 21 条第 2 項の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。
3. 同上第 1 項及び第 2 項の手続きは、「設計変更に伴う契約変更取扱細則」の規定により行うものとする。

第 1122 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 約款第 30 条第 1 項の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 1121 条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事

項

(3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第 1123 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないとは判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、約款第 22 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 約款第 23 条第 1 項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 1124 条 一時中止

1. 約款第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第 1133 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全につ

いては、監督員の指示に従わなければならない。

3 設計成果品の品質確保改善に向けた取組例

